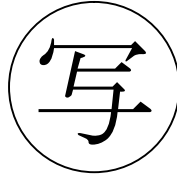


職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 27 年 10 月

新潟市人事委員会



新人委第 356 号

平成 27 年 10 月 9 日

新潟市議会議長 高橋 三義 様

新潟市長 篠田 昭 様

新潟市人事委員会

委員長 兒玉 武雄

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、
一般職の職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定に
ついて別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう
要請します。

目 次

別紙第1 報告

第1 職員の給与等

1 職員給与の調査	1
2 民間事業所従業員の給与等の調査	2
3 職員給与と民間給与の比較	4
4 諸情勢	5
5 本年の給与の改定	6
6 その他給与に関する課題	9
7 給与制度の総合的見直し	9

第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等	11
2 職員の勤務環境の整備	13
3 高齢期の雇用問題	14
4 公務員倫理の確保	15
5 改正地方公務員法への対応	16

第3 勧告実施の要請

別記 平成27年人事院の報告及び勧告の概要	18
-----------------------	----

別紙第2 勧告

<資料編>

第1 職員給与	資-1
---------	-----

第2 民間給与等	資-29
----------	------

第3 月例給の比較方法	資-45
第4 生計費・労働経済指標	資-47

報 告

地方公務員法に基づく人事委員会の勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、労使当事者以外の第三者の立場に立ち、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものである。

職員の給与については、民間企業の従業員の給与と均衡させることを基本に勧告を行っている。この理由は、職員も勤労者であって適正な勤務の対価を受けることが必要とされる中で、その給与は民間企業とは異なり市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々の経済・雇用情勢を反映した民間に準拠することが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く市民の理解を得られる方法である、と考えられるからである。

本委員会は、本市職員の給与の実態、市内民間企業従業員の給与等勤務条件並びに国及び他の地方公共団体の勤務条件を含むその他諸情勢について調査研究を行い、職員の給与等勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

第 1 職員の給与等

1 職員給与の調査

本委員会は、技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年 4 月における給与の支給状況を把握するため、「平成 27 年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般俸給表、医療職俸給表 (1)、医療職俸給表 (2)、医療職俸給表 (3)、消防職俸給表、福祉職俸給表、教育職

俸給表（1）及び教育職俸給表（2）の8俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は5,066人で、平均年齢は41.8歳であり、実際に支払われた平均給与月額、俸給327,718円、扶養手当8,727円、管理職手当5,542円、住居手当5,184円、地域手当3,591円、その他の手当678円の合計351,440円（昨年350,889円、昨年比551円）である。

[資料編 第1 職員給与（資-1～資-28頁） 参照]

2 民間事業所従業員の給与等の調査

(1) 調査の方法

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である市内の428事業所から層化無作為抽出法（注）により抽出した103事業所について、「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施した。その中で公務に類似する76職種の職務に従事する従業員について、本年4月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。また、各企業における給与改定の状況や各種手当の支給状況等についても併せて調査を実施した。

（注） 層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化（グループ分け）し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は93.2%、調査実人員は3,726人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

第1表に示すとおり、民間事業所においては、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は25.5%（昨年28.8%）、ベースアップを中止した事業所の割合は28.9%（同32.8%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0%（同0%）となっている。

第1表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員		25.5	28.9	0.0	45.6
課長級		23.5	27.6	0.0	48.9

また、第2表に示すとおり、係員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は86.4%(同87.9%)となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が23.9%(同18.7%)、減額となっている事業所の割合は4.8%(同1.7%)となっている。

第2表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期 昇給 制度 あり	定期昇給実施			定期 昇給 中止	定期 昇給 制度 なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		89.1	86.4	23.9	4.8	57.7	2.7	10.9
課長級		87.5	83.6	23.6	3.3	56.7	3.9	12.5

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 給与の状況

(ア) 職種別給与

民間における本年4月分の事務・技術関係職種等に対する平均支給額は、資料編 第12表(資-32～資-40頁)のとおりである。

(イ) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で33.3%(昨年18.8%)、高校卒で11.6%(同12.6%)となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で188,591円(同187,125円)、高校卒で165,326円(同162,592円)となっている。

[資料編 第13表, 第14表(資-41頁) 参照]

(ウ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあつては月額 11,302 円（昨年 12,179 円）、配偶者と子 2 人にあつては月額 20,992 円（同 24,378 円）となっている。

[資料編 第 16 表（資-42 頁） 参照]

(エ) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の支給割合は所定内給与月額の 4.19 月分（昨年 4.09 月分）に相当している。

[資料編 第 18 表（資-42 頁） 参照]

3 職員給与と民間給与の比較

職員給与と民間給与の比較にあたっては、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、毎月決まって支給される給与（月例給）と一定の時期に賞与等として支給される給与（特別給）の 2 つに分けて行った。

(1) 月例給

ア 比較方法

本委員会は、職員と民間事業所従業員の月例給に関し、前記調査に基づき、職員においては一般俸給表適用者、民間においてはこれに類似する事務・技術関係職種の従業員について、役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4 月分の給与額（注）を精密に比較した。

（注） 毎月決まって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。

[資料編 第 3 月例給の比較方法（資-45 頁） 参照]

イ 比較結果

前記による比較の結果、職員の給与は、第 3 表に示すとおり、民間の給与を 1,158 円 (0.32%) 下回っている。

第 3 表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B)
359,656 円	358,498 円	1,158 円

- (注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。
2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。
3 職員給与には、給与制度の総合的見直しにおける経過措置額を含む。

(2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数 (4.10 月) は、民間における特別給の支給割合 (4.19 月) を 0.09 月分下回っている。

4 諸情勢

(1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年 4 月の新潟市における消費者物価指数は、昨年 4 月と比較して 0.6% 上昇している。

また、本委員会が同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では 165,900 円、3人世帯では 189,090 円、4人世帯では 212,270 円となっている。

[資料編 第 4 生計費・労働経済指標 (資-47~資-49 頁) 参照]

(2) 人事院の勧告等

人事院は、本年 8 月 6 日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告、一般職の職員の勤務時間に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。

それらの概要は、別記（18～21 頁）のとおりである。

5 本年の給与の改定

(1) 改定の基本方針

ア 月例給

本委員会は、月例給については前記 3（1）のとおり職員給与が民間給与を 1,158 円下回ることとなったことから、民間給与の水準に見合うよう引上げ改定を行うことが適切であると判断した。民間給与との較差(1,158 円)は、俸給表の引上げ改定及び地域手当の支給割合の引上げ改定により解消を図ることとした。

その理由として、本年 4 月に実施された給与制度の総合的見直しにおける俸給表水準の引下げに伴う経過措置の影響により、俸給表の引上げ改定を行っても、支給額が増加しない職員が多く、結果として民間給与との較差が残ることとなる。この較差を解消するため、給与制度の総合的見直しにおいて平成 28 年度以降に予定していた地域手当の支給割合の引上げの一部を本年 4 月に遡及して実施するものである。

イ 特別給

特別給については、前記 3（2）のとおり、民間の年間支給割合が本市の年間支給月数よりも上回っていたことから、0.10 月分引上げることとした。

(2) 改定すべき事項

ア 一般俸給表

一般俸給表については、民間給与との較差を考慮した引上げ改定とする。

改定にあたっては、民間の初任給との間に差が生じていることを踏まえ、初任給を 2,300 円引上げ、若年層についても初任給と同程度の改定とする。

その他については、700 円の引上げを基本とする。

なお、再任用職員の俸給月額についても、再任用職員以外の職員の俸給

月額の改定に準じた改定を行う。

イ 一般俸給表以外の俸給表

一般俸給表以外の俸給表についても、一般俸給表との均衡を基本に、俸給月額の上上げ改定を行うものとする。

ウ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表（1）を上上げ改定することを考慮し、手当額の上上げを行う。

エ 地域手当

本市に勤務する職員及び人事委員会規則で定められた地域に在勤する職員の地域手当の支給割合について、第4表のとおり改定を行う。

また、医療職俸給表（1）の適用を受ける職員については人事院勧告に準じた支給割合とする。

第4表 平成27年度の地域手当の支給割合

（単位：％）

支給地域	平成27年度の	
	支給割合	うち遡及改定分
新潟市	1.22	0.22
東京都特別区	18.22	0.22
調布市及び横浜市	13.22	0.22
さいたま市	13.22	0.22
千葉市	11.22	0.22
堺市	10	—
仙台市及び静岡市	6	—
浜松市	3	—

オ 期末・勤勉手当

支給月数を 0.10 月分引上げ，4.20 月分とする。支給月数の引上げ分は民間の特別給の支給状況を参考に勤勉手当に配分する。

本年度については，12 月期の勤勉手当を引上げることとし，来年度以降の配分については，6 月期と 12 月期の勤勉手当が均等になるように配分する。

また，再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても上記の改定内容を踏まえて改定する。

第 5 表 本市職員の平成 27 年 12 月以降の期末手当・勤勉手当の支給月数

(単位：月)

支給期 ・手当 職員	平成 27 年 12 月		平成 28 年 6 月		平成 28 年 12 月	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
一般職員	1.375	0.85	1.225	0.80	1.375	0.80
特定 幹部職員	1.175	1.05	1.025	1.00	1.175	1.00

(3) 改定の実施時期等

前記 5 (2) ア・イの各俸給表，ウの初任給調整手当，エの地域手当の改定については，本年 4 月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから，同月に遡及して実施する必要がある。

また，オの期末・勤勉手当については，本年 12 月期の同手当から実施する必要がある。

(4) 教育職員の給与等の改定

教育職員の俸給及び期末手当・勤勉手当については，従来から，任用の事情等により，新潟県の教育職員に準拠して定められ，又は同職員の例によるものとされている。このことを踏まえ，教育職俸給表その他の教育職員に適用する給与に関する措置については，新潟県の教育職員への措置内容に準じた取扱いとする。

6 その他給与に関する課題

(1) 獣医師に対する初任給調整手当

食品の安全や動物の愛護といった、今後も重要性が高まると考えられる業務を担う獣医師について、近年は採用者数が採用予定者数を下回るなど、安定的な確保が困難な状況となっていることから、都道府県状況を考慮し、平成28年4月1日から獣医師に対し初任給調整手当を支給することとする。

(2) 再任用職員の給与

公的年金を受給していない民間事業所の再雇用者の個人別給与は、昨年度から把握できることとなったところであるが、本年の職種別民間給与実態調査において、民間事業所における再雇用者の公的年金受給の有無と給与水準との関係について調査したところ、公的年金受給の有無に関わらず、給与水準を同一とする事業所が大半であった。

再任用職員の給与のあり方については、引き続き、民間の支給状況、国や他自治体の動向等を注視しながら検討を行う。

(3) 人事評価の給与への反映

平成26年5月に公布された改正地方公務員法が平成28年4月1日から施行され、給与等人事管理の基礎として人事評価が活用されることとなる。

今後、人事評価結果が給与に反映された場合を踏まえ、本委員会として、勤務成績に応じた昇給機会の確保など給与への反映が適切に行われるよう、必要な措置について検討を行う。

7 給与制度の総合的見直し

(1) 給与制度の総合的見直しの概要

人事院は昨年の勧告において、俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しを行うとし、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務

や勤務実績に応じた給与配分の見直しについて、具体的な措置の内容、スケジュール等を示した上で、本年4月から実施している。

本委員会においても、昨年の勧告の中で、本市が地域手当の支給対象地域となったこと、世代間の給与配分見直しの必要性等から、給与制度の総合的見直しを行う必要があるとし、本年4月から実施しているところである。

(2) 平成28年度において実施する事項

ア 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日からの支給割合について、第6表のとおりとする。

また、医療職俸給表(1)の適用を受ける職員については人事院勧告に準じた支給割合とする。

第6表 平成27年度及び平成28年度の地域手当の支給割合

(単位：%)

支 給 地 域	平成27年度の 支給割合	平成28年度の 支給割合
新潟市	1.22	2
東京都特別区	18.22	18.5
調布市及び横浜市	13.22	15
さいたま市	13.22	14
千葉市	11.22	13
堺市	10	10
仙台市及び静岡市	6	6
浜松市	3	3

イ 単身赴任手当の支給額の改定

単身赴任手当の基礎額については、平成28年4月1日から、4,000円引上げ、30,000円とする。

また、単身赴任手当の加算額の限度についても、基礎額の引上げを考慮

して、平成 28 年 4 月 1 日から、12,000 円引上げ、70,000 円とする。

第 2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等

(1) 多様で有為・有能な人材の確保

本委員会においては、広く人材を求めるため、任命権者と連携し、本市で働くことの魅力ややりがいについて、ホームページや採用説明会の開催等を通して PR を図るとともに、受験申込に電子申請を活用すること等により、受験しやすい環境づくりを進めてきたところである。

しかしながら、受験者が最も多い一般行政職の受験者数は、平成 23 年度から減少傾向にあり、昨年度は試験区分等の見直しにより増加したものの、今年度は減少に転じた。公務を取り巻く厳しい状況の下、少子化に伴う受験年齢人口の減少や民間の景気回復への期待等により民間企業を志望する傾向が強まっていることから、今後も採用環境は厳しいことが予想される。

本委員会においては、高い意欲を持つ受験希望者に対応するとともに、広報活動を充実させ、あわせて試験内容等についても検討を進めていくことにより、引き続き広く人材を求めていくこととする。

また、多様で有為・有能な人材を確保するためには、受験者の資質等を見極める人物面を重視した試験内容を構築していくことが重要であることから、より多くの受験者に対して面接を行っているところである。今年度は、受験者の資質等をより的確に把握するため、面接方法の見直しを行った。今後も引き続き、面接試験において受験者の人物をより適切に評価できる手法について研究を進めていくこととする。

(2) 人材の育成

行政課題が年々複雑化・高度化する状況において、組織の活力を維持し、

公務の質を高めることが求められている。そのためには、職員一人ひとりの行政能力を高め、市民から信頼される職員を育成していく必要がある。

本市では、人口減少、少子化・超高齢化の進行等環境の変化や新潟未来ビジョンの策定を契機に、人材育成基本方針を平成27年3月に改訂した。新しい人材育成基本方針では、「市民と行政を結ぶ 市民から信頼される新潟市職員」を人材の基本理念とし、新たに職員の職位階層別に求められる能力を明確にし、その能力の向上を図ることとしている。また、人事評価を職員の成長に繋げるための手段の一つに位置付けるとともに、平成28年度以降、任用・給与・分限に活用することを踏まえ、今年度からその内容を見直し、評価結果を全職員に開示することとした。

人事評価にあっては、職員の能力を的確に把握するとともに、評価結果を開示することで職員が自主的に弱みを改善したり長所を伸ばす契機となる。このため、研修等により職員の自己啓発や能力開発を図っていくことが重要である。一方で評価結果が良好でない職員においては士気の低下に繋がる恐れがあるので、適切な指導、助言等を行っていくことが重要である。

また、国庫補助金の請求漏れ等市民の信頼を損なう事例が多く見られるのは、大変残念なことである。任命権者においては、人材育成基本方針の人材の基本理念に掲げる「市民から信頼される新潟市職員」を目指し、より一層人材育成に努めていくことを望む。

(3) 女性職員の登用

本年8月28日に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が成立し、来年4月1日までに女性の活躍状況の把握・課題分析、行動計画の策定・公表、女性の活躍に関する情報の公開等を行う必要がある。

本市では、全職員に占める女性職員の割合及び管理職に占める女性職員の割合は、年々増加しており、積極的に女性職員の登用に取り組んできたものと評価できる。今後も女性活躍推進法に基づき積極的な行動計画を策定すること等により、引き続き女性職員の登用に取り組んでいくことを望む。

2 職員の勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減

超過勤務の縮減は、職員の心身の健康保持、仕事と生活との調和、士気の確保、公務能率の向上等の観点から、重要な課題である。

本市においては、「超過勤務の縮減に関する要綱」に基づき超過勤務における事前命令、事後確認の徹底や、ノー残業デーやライトダウン等全庁的な取組みが継続的になされている。昨年度は、これらの取組みに加えて超過勤務縮減に向けた取組目標及び取組項目を設定し、結果の検証を行う等の新たな取組みを行った。

平成 26 年度の職員 1 人当たり平均超過勤務時間数を平成 25 年度と比較すると、部局別では超過勤務が減少した部局があり、超過勤務縮減の取組みに一定の成果が認められる。しかし、全部局を合計した超過勤務時間数は増加していることから、現在の超過勤務縮減の取組みだけでは実効性が十分なものとは言えない。また、月 45 時間以上超過勤務を行っている職員数の増加が顕著で、その中でも月 100 時間以上もの長時間残業を行っている職員数が大幅に増加していることは、問題である。

任命権者においては、超過勤務によるストレスや疲労の蓄積が、職員の心身の健康に与える影響が大きいことを考慮し、恒常的に超過勤務が多い職場については、効率的な業務執行体制の構築や業務量に見合った適正な人員配置を行うこと等、その縮減に有効な対策を講じていく必要がある。

(2) メンタルヘルス対策

近年、官民間問わず、メンタルヘルスによる問題が増加している中で、本市においても、療養を必要とする職員が、依然として多い状況にある。

任命権者においては、「こころの相談」窓口を設け、臨床心理士等が電話や面接等による相談を実施することでその予防を図り、また、療養中の職員に対しては、リワーク研修センターを利用することで職員が職場に復帰できるようになったことから、職場復帰に向けた取組みについては一定の成果が認

められるところである。

メンタルヘルスについては、一朝一夕に問題を解決することは困難ではあるが、その予防や再発防止、職場復帰の支援等個々のケースに即した対策を組織全体として粘り強く進めていくことが重要である。

また、労働安全衛生法の改正により新たにストレスチェック制度が創設され、本年12月1日から施行されるが、任命権者においては、この制度を適切に運用し、職員のメンタルヘルス不調の未然防止等に努めていく必要がある。

(3) 仕事と家庭の両立支援の推進

職員が公務に能力を十分に発揮するためには、仕事と生活のバランスがとれた働き方ができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が重要である。

本市においては、「新潟市職員子育て支援プログラム」（新潟市特定事業主行動計画）において、平成31年度までの毎年度、男性職員の育児休業取得率5%及び男性職員の子育て目的の特別休暇（配偶者出産休暇及び育児参加休暇）取得率100%を目指し、職員への制度の周知、職場の理解・支援等に重点を置いた計画に取り組んでいるところである。平成26年度の男性職員の育児休業取得率は、4.9%とほぼ目標値に達しているが、男性職員の子育て目的の特別休暇は、配偶者出産休暇の取得率が83%、育児参加休暇の取得率が54%と、目標を下回っている。

男性職員の育児休業及び子育て目的の特別休暇の取得を促進するためには、職員及び職場の意識改革が必要であることから、制度の周知や研修等により組織全体で意識啓発に取り組み、男性職員が制度を利用しやすい職場環境の整備に引き続き取り組んでいく必要がある。

3 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴う雇用と年金の接続について、国家公務員では、平成25年3月の閣議決定で、当面、年金支給開始年齢に達

するまで希望者を再任用することとした。また、平成26年4月に公布された国家公務員法等の一部を改正する法律の附則で、政府は、平成28年度までに、定年の段階的な引上げや再任用制度の活用の拡大等の措置を講ずることについて検討することが定められた。

本市においても、平成20年度から再任用が行われ、現行の再任用制度が定着していることから、雇用と年金の接続を図ることができるよう引き続き現行の再任用制度を運用していく必要がある。

本市における再任用職員数は、年々増加しており、来年度には年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、多くの職員が再任用を希望することが予想されることから、再任用職員を活用するポストをどのように確保していくかが課題である。このため、現行の短時間勤務に限定した運用を改め、職員の意向を踏まえフルタイムとしての活用を積極定に進めていく必要がある。また、再任用職員が増加する中で、若手職員を安定的・計画的に確保し、人事の新陳代謝を図ることが可能となるような人事管理を行っていく必要がある。

今後も高齢期雇用のあり方については、国や他の地方公共団体の動向を注視しながら、引き続き検討を行っていくことが重要である。

4 公務員倫理の確保

市政運営にあたっては、市民との信頼関係を構築していくことが必要不可欠であるが、いったん不祥事が発生すると、それが一部の職員の行為であっても、市政全体の信用を失墜させ、市政運営に大きな影響を与えることになる。

本委員会では、これまでも公務員倫理の確保について、繰り返し言及してきたところであるが、今年に入ってから懲戒処分事案が多発していることは、憂慮すべき事態である。

職員にあっては、自らが全体の奉仕者として、より高い倫理観を求められていることを強く自覚するとともに、一人の非違行為が公務全体に対する信頼を著しく失墜させるものであることを常に意識して、日々の仕事に取り組

んでいく必要がある。さらに、他の職場で発生した不祥事であっても、他人事として捉えるのではなく、自らの問題として捉え、自発的に業務を見直していくことが必要である。

任命権者にあっては、引き続き組織として業務のチェック体制を強化・徹底するとともに、法令遵守や倫理観の向上を図る研修により、すべての職員にコンプライアンス意識を根付かせ、職員一人ひとりが自信と誇りを持って働くことができるよう取り組んでいく必要がある。

5 改正地方公務員法への対応

人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用すること、退職管理の適正を確保すること等の改正が盛り込まれた地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が昨年5月に公布され、平成28年4月1日から施行することになった。

本市の人事評価制度は、これまで人材育成を目的として運用され、任用、給与及び分限には活用されていない。また、勤務成績に応じた昇給区分や勤勉手当の成績率の運用について、未だ十分な運用がなされていない。

人事評価により職員個々の能力や実績を公正・的確に把握し、任用、給与、分限等の人事管理の基礎とすることは、適材適所の人事配置や勤務成績に応じた給与等の処遇に資することになり、職員のモチベーションを高め、公務能率の向上につながるものである。このため、人事評価を人材育成に限定せず人事管理に幅広く活用していくことが求められる。

また、本市では、これまで要綱に基づき、退職者に対し再就職の自粛や営業活動の制限、再就職状況の公表等退職管理について適正に努めてきたところであるが、改正地方公務員法の施行を機に、より一層退職管理の適正を確保できるよう取り組んでいく必要がある。

改正地方公務員法の施行まであと半年となったことから、遅滞なく法の趣旨に沿った運用ができるよう早急に検討を進めていかなければならない。

第3 勧告実施の要請

民間準拠により職員給与等を決定する仕組みは、職員に対し市民から支持される納得性のある勤務条件を保障し、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、効率的な行政運営に寄与するものである。

市議会及び市長におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.36%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の総合的見直し

平成28年度において実施する措置

- ① 地域手当の支給割合の引上げ
- ② 単身赴任手当の支給額の引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査(完了率87.7%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,469円 0.36% [行政職(一)…現行給与 408,996円 平均年齢43.5歳]
[俸給 280円 地域手当 1,156円 はね返し分(注) 33円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.21月(公務の支給月数 4.10月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定(平均改定率0.4%)

② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

(3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分
(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
27年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.75月 (支給済み)	0.85月 (現行0.75月)
28年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.80月	0.80月

[実施時期]

- ・月例給：平成27年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の課題

(1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

Ⅲ 給与制度の総合的見直し

1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

2 平成28年度において実施する事項

(1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

(2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

* 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

勤務時間に関する勧告の骨子

○ 勤務時間に関する勧告のポイント

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充
(平成28年4月実施)

- ・ フレックスタイム制の適用を希望する職員から申告が行われた場合、公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振る
- ・ 組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯(コアタイム)等を長く設定するなど、適切な公務運営の確保に配慮
- ・ 育児又は介護を行う職員に係るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態となる仕組み

1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月)の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

2 フレックスタイム制の拡充の概要等

(1) 概要

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる
コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定
- ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることができる
コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定
- ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

(2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない
- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成28年4月1日から実施

公務員人事管理に関する報告の骨子

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合に相当に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念される。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的なイメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

(2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

(3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

(1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充(勤務時間法の改正を勧告)

(2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、サービス管理等の在り方等について検討

(3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

(4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

(5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

(6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

3 高齢層職員の能力及び経験の活用(雇用と年金の接続)

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応

別紙第 2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）、新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 164 号）及び新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 165 号）を改正することを勧告する。

1 新潟市給与条例の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

(ア) 医療職俸給表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 307,800 円とすること。

(イ) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものとして新たに採用された職員に対し、月額 35,000 円を超えない範囲内の額を、採用の日から 15 年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減じて支給すること。

イ 勤勉手当

(ア) 平成 27 年 12 月期の支給割合

a b 以外の職員

勤勉手当の支給割合を 0.85 月分（再任用職員については 0.40 月分）とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を 1.05 月分（再任用職員については 0.50 月

分) とすること。

(イ) 平成 28 年 6 月期以降の支給割合

a b 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.80 月分（再任用職員については、それぞれ 0.375 月分）とすること。

b 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.00 月分（再任用職員にあってはそれぞれ 0.475 月分）とすること。

2 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 俸給表

現行の特定任期付職員に適用される俸給表を別記第 2 のとおり、第 3 条任期付職員に適用される俸給表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成 27 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.6 月分とすること。

イ 平成 28 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.575 月分とすること。

3 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 俸給表

現行の第 1 号任期付研究員に適用される俸給表を別記第 4 のとおり、第 2 号任期付研究員に適用される俸給表を別記第 5 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成 27 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.6 月分とすること。

イ 平成 28 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.575 月分

とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 (2) イ (ア)、2 (2) ア、3 (2) アについては平成 27 年 12 月 1 日から、1 (2) ア (イ)、1 (2) イ (イ)、2 (2) イ、3 (2) イについては平成 28 年 4 月 1 日から実施すること。

5 新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の改正

教育職俸給表 (1) 及び教育職俸給表 (2) の適用を受ける職員については、それぞれ新潟県の一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 30 年新潟県条例第 59 号) に規定する教育職給料表 (二) (特 2 級を除く。) 及び教育職給料表 (三) (特 2 級を除く。) の適用を受ける職員についての給料表その他の給与に関する措置 (新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条で定める新潟市給与条例の規定の例によるものを除く。) に準じて所要の取扱いをすること。

別記第1

一般俸給表

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,000	190,200	226,400	260,000	286,200	316,900	361,000	406,200	458,100
	2	141,100	192,000	228,000	262,000	288,400	319,100	363,600	408,600	461,100
	3	142,300	193,800	229,600	263,800	290,700	321,400	366,100	411,100	464,200
	4	143,400	195,600	231,200	265,900	293,000	323,600	368,700	413,500	467,200
	5	144,500	197,200	232,700	267,800	294,900	325,800	370,900	415,700	470,000
	6	145,600	199,000	234,400	269,900	297,200	327,800	373,400	418,000	473,000
	7	146,800	200,800	236,000	271,800	299,400	330,000	375,800	420,300	476,000
	8	147,900	202,600	237,600	273,900	301,700	332,100	378,300	422,600	479,100
	9	149,000	204,300	239,100	275,900	303,800	334,300	380,500	424,700	482,000
	10	150,400	206,100	240,600	278,000	306,100	336,400	383,200	427,000	485,000
	11	151,700	207,900	242,200	280,000	308,300	338,600	385,700	429,200	488,000
	12	153,000	209,700	243,700	282,100	310,600	340,800	388,400	431,400	491,000
	13	154,300	211,100	245,200	284,000	312,600	342,600	390,800	433,300	493,600
	14	155,800	212,900	246,700	286,100	314,800	344,700	393,100	435,300	495,900
	15	157,300	214,600	248,100	288,200	317,000	346,700	395,300	437,200	498,100
	16	158,900	216,400	249,500	290,200	319,100	348,800	397,700	439,200	500,400
	17	160,200	218,100	251,000	292,300	321,200	350,700	399,700	441,100	502,700
	18	161,700	219,800	252,800	294,300	323,200	352,700	401,800	442,800	504,100
	19	163,200	221,500	254,500	296,400	325,300	354,700	403,700	444,600	505,400
	20	164,700	223,100	256,300	298,400	327,300	356,500	405,800	446,300	506,800
	21	166,100	224,500	257,900	300,400	329,200	358,400	407,700	447,900	507,900
	22	168,800	226,200	259,700	302,500	331,300	360,200	409,600	449,400	509,400
	23	171,400	227,900	261,400	304,500	333,300	362,200	411,600	450,900	510,800
	24	174,000	229,500	263,200	306,600	335,400	364,200	413,500	452,300	512,300
	25	176,700	230,900	265,200	308,400	337,000	366,100	415,400	453,800	513,400
	26	178,400	232,400	267,000	310,500	339,000	368,100	417,000	455,200	514,600
	27	180,100	233,900	268,900	312,500	340,900	370,000	418,500	456,600	515,700
	28	181,800	235,200	270,700	314,600	342,900	372,000	420,100	457,800	516,900
	29	183,300	236,500	272,500	316,500	344,600	373,800	421,700	458,700	517,800
	30	185,100	237,700	274,300	318,500	346,400	375,600	422,900	459,400	518,700
	31	186,900	238,800	276,200	320,600	348,300	377,400	424,200	460,200	519,400
	32	188,600	240,000	278,100	322,600	350,200	379,200	425,500	461,000	520,300
	33	190,200	241,300	279,700	324,300	351,900	380,800	426,600	461,600	521,000
	34	191,700	242,600	281,600	326,300	353,700	382,500	427,800	462,400	521,900
	35	193,200	243,800	283,500	328,300	355,400	384,000	429,100	462,900	522,700
	36	194,700	245,100	285,300	330,400	357,100	385,700	430,300	463,700	523,600
	37	196,000	246,000	286,900	332,000	358,800	387,300	431,600	464,300	524,500
	38	197,300	247,500	288,600	334,000	360,100	388,500	432,500	465,100	525,400
	39	198,600	248,900	290,400	336,000	361,500	389,600	433,300	465,800	526,300
	40	199,900	250,500	292,200	337,900	363,000	390,800	434,200	466,500	527,100
	41	201,200	251,900	293,900	339,700	364,400	391,900	434,600	467,200	528,000
	42	202,500	253,200	295,600	341,600	365,500	393,100	435,400	467,700	
	43	203,800	254,600	297,300	343,400	366,700	394,200	436,100	468,300	
	44	205,100	256,000	298,900	345,300	367,900	395,400	436,900	468,900	
	45	206,300	257,200	300,500	346,900	368,700	396,300	437,600	469,400	
	46	207,600	258,500	302,200	348,500	369,600	397,000	438,400		
	47	208,900	259,900	303,800	350,000	370,400	397,700	439,000		
	48	210,200	261,300	305,500	351,500	371,300	398,300	439,800		
	49	211,300	262,600	306,800	353,100	372,300	399,000	440,300		
	50	212,400	263,700	308,300	354,300	373,100	399,700	441,100		
	51	213,400	265,000	309,900	355,400	373,900	400,300	441,800		
	52	214,500	266,300	311,500	356,500	374,600	401,000	442,600		
	53	215,600	267,300	312,900	357,400	375,400	401,600	443,000		
	54	216,600	268,500	314,500	358,500	376,100	402,300	443,700		
	55	217,500	269,800	316,100	359,400	376,800	403,000	444,400		
	56	218,500	271,100	317,600	360,400	377,500	403,700	445,100		

再任 用職 員以 外の 職員	57	219,200	272,200	319,100	361,300	378,100	404,200	445,500
	58	220,100	273,200	320,300	362,000	378,700	404,900	446,100
	59	221,000	274,300	321,500	362,700	379,200	405,500	446,700
	60	221,900	275,400	322,600	363,400	379,900	406,200	447,300
	61	222,600	276,500	323,500	363,900	380,200	406,600	447,800
	62	223,600	277,500	324,500	364,600	380,900	407,200	
	63	224,500	278,400	325,300	365,200	381,600	407,900	
	64	225,400	279,400	326,300	365,900	382,300	408,600	
	65	226,100	280,200	327,100	366,300	382,700	408,900	
	66	227,000	281,100	327,900	367,000	383,400	409,400	
	67	227,900	282,000	328,700	367,600	383,900	409,900	
	68	229,000	282,900	329,500	368,300	384,600	410,400	
	69	229,700	283,600	330,200	368,700	385,000	410,800	
	70	230,500	284,400	330,900	369,400	385,700	411,300	
	71	231,200	285,200	331,500	369,900	386,300	411,600	
	72	232,000	286,000	332,200	370,600	387,000	412,200	
	73	232,800	286,800	332,700	371,100	387,300	412,600	
	74	233,500	287,300	333,300	371,800	387,900	413,000	
	75	234,200	287,800	333,800	372,300	388,500	413,500	
	76	234,900	288,200	334,400	373,000	389,100	413,900	
	77	235,600	288,500	334,700	373,300	389,300	414,200	
	78	236,400	288,900	335,200	373,800	389,800		
	79	237,200	289,100	335,700	374,400	390,300		
	80	238,000	289,500	336,100	375,000	390,800		
	81	238,700	289,800	336,500	375,500	391,000		
	82	239,400	290,200	337,000	376,000	391,500		
	83	240,100	290,600	337,400	376,500	392,000		
	84	240,800	291,000	337,900	377,000	392,300		
	85	241,500	291,200	338,300	377,400	392,500		
	86	242,200	291,600	338,800	377,700			
	87	242,900	291,900	339,300	378,100			
	88	243,600	292,300	339,800	378,500			
	89	244,300	292,600	340,200	379,000			
	90	244,800	293,000	340,700	379,400			
	91	245,300	293,200	341,000	379,800			
	92	245,800	293,600	341,500	380,100			
	93	246,000	293,800	341,700	380,600			
	94		294,200	342,200				
	95		294,500	342,600				
	96		294,900	343,100				
	97		295,100	343,300				
	98		295,500	343,800				
	99		295,700	344,300				
	100	296,100	344,800					
	101	296,300	345,000					
	102	296,700	345,400					
	103	297,100	345,600					
	104	297,500	346,000					
	105	297,700	346,400					
	106	298,000	346,800					
	107	298,200	347,200					
	108	298,600	347,600					
	109	298,800	348,000					
	110	299,200	348,400					
	111	299,400	348,800					
	112	299,800	349,200					
	113	300,000	349,600					
	114	300,400						
	115	300,700						
	116	301,100						

	117		301,300							
	118		301,600							
	119		301,800							
	120		302,100							
	121		302,400							
	122		302,600							
	123		302,900							
	124		303,200							
	125		303,500							
再任用職員		183,500	210,500	254,100	274,000	289,300	314,800	356,600	390,300	441,600

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第30条及び第31条に規定する職員を除く。

医療職俸給表 (1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
	1	243,200	328,800	394,500	470,100
	2	245,700	331,800	397,400	472,400
	3	248,200	334,800	400,300	474,700
	4	250,700	337,800	403,200	477,000
	5	253,100	340,600	405,900	479,300
	6	256,900	343,800	408,600	481,500
	7	260,700	347,000	411,400	483,700
	8	264,500	350,200	414,200	485,900
	9	268,100	353,100	416,700	488,000
	10	272,100	356,200	419,400	490,100
	11	276,100	359,300	422,100	492,200
	12	280,100	362,500	424,800	494,300
	13	284,000	365,600	427,200	496,400
	14	288,000	369,200	429,700	498,500
	15	292,000	372,800	432,200	500,600
	16	296,000	376,500	434,700	502,700
	17	299,800	379,900	436,800	504,700
	18	303,400	382,700	439,200	506,700
	19	306,900	385,500	441,600	508,600
	20	310,500	388,300	444,000	510,600
	21	314,000	391,100	446,200	512,400
	22	317,700	393,700	448,600	514,300
	23	321,300	396,300	451,000	516,200
	24	324,900	398,900	453,400	518,100
	25	328,400	401,200	455,600	519,800
	26	331,200	403,500	457,900	521,500
	27	333,900	405,800	460,200	523,300
	28	336,600	408,100	462,500	525,100
	29	339,300	410,400	464,700	526,900
	30	341,700	412,500	467,000	528,700
	31	344,000	414,600	469,300	530,500
	32	346,400	416,700	471,600	532,300
	33	348,700	418,700	473,500	534,000
	34	351,200	420,700	475,600	535,800
	35	353,600	422,700	477,700	537,600
	36	356,100	424,700	479,800	539,400
	37	358,300	426,800	481,900	541,000
	38	360,700	428,800	483,700	542,600
	39	363,100	430,800	485,500	544,200
	40	365,500	432,800	487,300	545,800
	41	367,700	434,800	488,900	547,300
	42	369,200	436,600	490,700	548,700
	43	370,700	438,400	492,400	550,100
	44	372,200	440,200	494,200	551,500
	45	373,700	442,100	495,800	552,600
	46	375,200	443,900	497,600	553,600
	47	376,700	445,700	499,400	554,600
	48	378,200	447,500	501,200	555,600
	49	379,400	449,200	502,700	556,600
	50	380,400	451,000	504,000	557,500
	51	381,400	452,800	505,300	558,400
	52	382,400	454,600	506,600	559,300
再任用職員以	53	383,300	456,500	507,800	560,100
	54	384,200	457,700	509,100	561,000
	55	385,100	458,900	510,400	561,900
	56	386,000	460,100	511,700	562,800

外の 職員	57	387,000	461,200	512,900	563,600
	58	387,900	462,200	513,800	564,500
	59	388,800	463,100	514,700	565,400
	60	389,700	464,100	515,600	566,300
	61	390,500	465,000	516,400	567,200
	62	391,000	465,700	517,300	568,100
	63	391,500	466,400	518,200	569,000
	64	392,000	467,100	519,100	569,900
	65	392,200	467,700	519,900	570,800
	66		468,400	520,800	
	67		469,100	521,700	
	68		469,800	522,600	
	69		470,200	523,400	
	70		470,900	524,300	
	71		471,600	525,200	
	72		472,300	526,100	
	73		472,800	526,800	
	74		473,500	527,700	
	75		474,200	528,500	
	76		474,900	529,400	
	77		475,300	530,100	
	78		475,900	531,000	
	79		476,500	531,800	
	80		477,100	532,700	
	81		477,600	533,400	
	82		478,200	534,300	
	83		478,800	535,200	
	84		479,400	536,100	
	85		479,800	536,800	
	86		480,400	537,700	
	87		481,000	538,600	
	88		481,600	539,500	
	89		482,000	540,300	
	90		482,600		
	91		483,200		
	92		483,800		
	93		484,200		
	94		484,800		
	95		485,400		
	96		486,000		
	97		486,400		
再任 用職 員		295,300	337,800	392,300	465,500

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表 (2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,800	182,900	218,200	244,500	277,100	324,700	369,500	436,400
	2	146,200	184,500	219,800	245,900	279,100	326,700	372,200	439,000
	3	147,600	186,100	221,400	247,100	281,200	328,900	374,800	441,500
	4	149,000	187,700	223,000	248,500	283,300	331,000	377,500	444,100
	5	150,300	189,200	224,400	249,700	285,500	333,100	379,800	446,600
	6	152,100	190,800	226,000	250,900	287,600	335,300	382,500	449,200
	7	153,800	192,400	227,500	252,100	289,800	337,400	385,100	451,700
	8	155,500	194,000	229,100	253,500	292,000	339,600	387,800	454,300
	9	157,200	195,600	230,500	254,700	293,900	341,400	390,100	456,700
	10	158,900	197,300	232,000	255,800	296,100	343,600	392,500	459,200
	11	160,600	198,900	233,400	256,900	298,200	345,700	394,700	461,700
	12	162,400	200,600	234,800	258,000	300,400	347,900	397,200	464,200
	13	164,000	202,200	236,400	259,200	302,600	349,600	399,200	466,700
	14	165,900	203,800	237,900	260,900	304,700	351,600	401,400	468,200
	15	167,900	205,300	239,200	262,500	306,700	353,600	403,500	469,500
	16	169,800	206,900	240,600	264,100	308,800	355,500	405,700	471,000
	17	171,700	208,400	241,600	265,600	310,900	357,300	407,500	472,300
	18	173,600	210,100	242,900	267,400	312,900	359,300	409,600	473,700
	19	175,500	211,800	244,100	269,100	315,000	361,300	411,700	475,100
	20	177,400	213,500	245,400	271,000	317,000	363,400	413,700	476,500
	21	179,300	214,800	246,700	272,700	319,100	365,100	415,500	477,900
	22	180,800	216,300	247,800	274,600	321,000	367,200	417,000	479,300
	23	182,300	217,700	248,900	276,500	323,000	369,200	418,600	480,700
	24	183,800	219,200	250,000	278,300	325,000	371,300	420,200	482,100
	25	185,300	220,600	251,200	280,100	326,800	373,000	421,500	483,400
	26	186,800	222,000	252,800	281,900	328,800	374,800	422,800	484,700
	27	188,300	223,400	254,200	283,700	330,700	376,600	424,100	486,000
	28	189,800	224,700	255,700	285,600	332,700	378,400	425,400	487,300
	29	191,300	226,000	257,100	287,600	334,500	380,100	426,700	488,600
	30	192,600	227,400	258,700	289,400	336,200	381,900	428,000	489,800
	31	193,900	229,000	260,300	291,300	338,000	383,600	429,300	490,900
	32	195,200	230,400	262,100	293,100	339,800	385,400	430,500	492,100
	33	196,500	231,700	263,600	294,800	341,300	386,800	431,500	493,300
	34	197,900	233,000	265,300	296,600	343,200	388,000	432,800	494,300
	35	199,300	234,100	267,100	298,300	345,000	389,300	434,100	495,200
	36	200,700	235,400	268,800	300,100	346,900	390,600	435,400	496,200
	37	201,800	236,800	270,400	301,700	348,600	391,700	436,700	497,200
	38	203,100	238,100	272,100	303,300	350,200	392,800	437,500	
	39	204,400	239,300	273,700	305,000	351,900	393,900	438,300	
	40	205,700	240,600	275,400	306,600	353,600	395,100	439,100	
	41	206,900	241,900	277,100	308,300	354,900	396,100	439,500	
	42	208,100	243,300	278,700	310,000	356,200	396,900	440,200	
	43	209,300	244,500	280,400	311,600	357,400	397,500	440,900	
	44	210,500	245,600	282,100	313,300	358,700	398,300	441,700	
	45	211,700	246,700	283,600	314,600	359,700	398,800	442,100	
	46	212,800	248,100	285,300	316,100	360,900	399,500	442,700	
	47	213,900	249,600	287,000	317,500	362,100	400,200	443,300	
	48	215,000	251,100	288,600	319,100	363,300	400,900	443,900	
	49	215,900	252,600	290,000	320,400	364,200	401,500	444,200	
	50	216,900	254,000	291,600	321,600	365,200	402,100	444,800	
	51	217,900	255,300	293,100	322,900	366,200	402,800	445,400	
	52	218,900	256,700	294,700	324,200	367,200	403,500	446,000	
再任	53	219,500	257,900	296,000	325,300	368,000	404,100	446,400	
用職	54	220,400	259,200	297,400	326,200	368,800	404,800		
員以	55	221,200	260,600	298,900	327,300	369,700	405,500		
	56	222,200	262,000	300,400	328,400	370,600	406,200		

外の職員	57	222,900	263,100	301,800	329,000	371,400	406,500			
	58	223,800	264,300	303,000	330,000	372,100	407,100			
	59	224,600	265,600	304,300	330,800	372,900	407,700			
	60	225,400	266,900	305,700	331,800	373,600	408,300			
	61	226,300	267,900	306,800	332,600	374,100	408,600			
	62	227,300	269,100	308,000	333,300	374,800	409,100			
	63	228,200	270,400	309,300	334,000	375,500	409,700			
	64	229,300	271,700	310,600	334,700	376,200	410,300			
	65	229,900	272,800	311,900	335,200	376,500	410,600			
	66	230,700	273,800	312,700	335,800	377,200				
	67	231,500	274,900	313,500	336,500	377,900				
	68	232,400	276,000	314,300	337,200	378,500				
	69	233,100	277,000	315,000	337,800	378,900				
	70	233,800	278,000	315,800	338,400	379,500				
	71	234,500	279,100	316,400	339,000	380,100				
	72	235,200	280,200	317,200	339,600	380,700				
	73	235,900	281,100	318,000	340,000	381,200				
	74	236,700	281,800	318,600	340,500	381,800				
	75	237,500	282,500	319,200	341,000	382,300				
	76	238,300	283,200	319,800	341,600	382,900				
	77	238,900	283,800	320,300	342,000	383,400				
	78	239,500	284,400	320,800	342,500	383,900				
	79	240,100	285,000	321,200	343,000	384,400				
	80	240,700	285,600	321,700	343,500	385,000				
	81	241,100	286,300	322,300	343,800	385,400				
	82	241,500	286,800	322,800	344,200	385,900				
	83	241,900	287,300	323,300	344,600	386,300				
	84	242,300	287,800	323,800	344,900	386,800				
	85	242,700	288,100	324,200	345,400	387,200				
	86		288,300	324,600	345,800					
	87		288,500	324,900	346,100					
	88		288,800	325,300	346,500					
	89		289,100	325,700	346,800					
	90		289,400	326,000	347,200					
	91		289,700	326,400	347,600					
	92		290,000	326,800	348,000					
	93		290,300	327,100	348,300					
	94		290,600	327,400	348,700					
	95		290,900	327,800	349,100					
	96		291,200	328,200	349,500					
	97		291,500	328,400	349,700					
	98		291,800	328,800	350,100					
	99		292,100	329,100	350,500					
	100		292,400	329,500	350,900					
	101		292,700	329,700	351,300					
	102		293,000	330,100	351,700					
	103		293,300	330,300	352,100					
	104		293,600	330,600	352,500					
	105		293,800	330,800	353,000					
	106			331,200						
	107			331,400						
	108			331,800						
	109			332,000						
	110			332,400						
	111			332,700						
	112			333,000						
	113			333,200						
	再任用職員		184,400	210,600	242,500	255,800	281,600	322,700	364,900	427,000

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表 (3)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	158,200	185,700	234,200	257,400	283,200	328,000	372,500
	2	159,600	187,800	236,000	258,400	285,100	330,200	375,200
	3	161,100	189,900	237,800	259,300	287,000	332,300	377,800
	4	162,500	192,000	239,600	260,400	289,000	334,500	380,500
	5	164,000	194,100	241,000	261,400	290,700	336,500	382,800
	6	165,500	196,500	242,400	262,400	292,500	338,700	385,200
	7	167,000	198,800	243,600	263,300	294,300	340,800	387,600
	8	168,500	201,100	244,900	264,400	296,200	343,000	390,000
	9	169,900	203,500	246,200	265,500	297,900	344,700	392,100
	10	171,600	204,900	247,200	266,400	299,800	346,600	394,300
	11	173,200	206,300	248,200	267,600	301,700	348,600	396,700
	12	174,800	207,700	249,300	268,800	303,500	350,500	399,000
	13	176,300	209,100	250,400	270,000	305,300	352,500	401,200
	14	178,300	210,600	251,600	271,400	307,000	354,500	403,400
	15	180,300	212,100	252,500	272,600	308,800	356,600	405,600
	16	182,300	213,400	253,500	274,100	310,600	358,700	407,800
	17	184,500	214,800	254,300	275,200	312,200	360,600	409,800
	18	186,600	216,300	255,400	276,700	313,900	362,700	411,700
	19	188,700	217,800	256,400	278,200	315,600	364,700	413,900
	20	190,800	219,300	257,400	279,700	317,200	366,800	416,100
	21	192,900	220,700	258,000	281,200	318,800	368,800	417,800
	22	195,100	222,400	259,300	282,800	320,400	370,900	419,700
	23	197,300	224,100	260,300	284,400	321,900	373,000	421,500
	24	199,500	225,800	261,300	286,000	323,500	375,100	423,400
	25	201,600	227,100	262,400	287,100	325,100	377,000	425,200
	26	202,900	228,800	263,800	288,900	326,500	378,900	426,800
	27	204,200	230,500	265,000	290,600	328,100	380,900	428,500
	28	205,500	232,200	266,400	292,400	329,700	382,900	430,100
	29	206,700	233,800	267,700	293,900	331,000	384,600	431,200
	30	207,900	235,200	269,300	295,600	332,500	386,500	432,800
	31	209,200	236,500	270,800	297,300	334,000	388,300	434,400
	32	210,500	237,700	272,400	298,900	335,400	390,200	435,900
	33	211,700	239,100	273,800	300,200	336,900	391,900	437,600
	34	213,000	240,200	275,300	301,800	338,500	393,500	439,200
	35	214,300	241,100	276,700	303,300	340,100	395,300	440,700
	36	215,600	242,300	278,200	304,900	341,600	397,100	442,300
	37	217,000	243,400	279,600	306,400	343,200	398,800	443,600
	38	218,400	244,600	281,100	307,900	344,800	400,600	445,000
	39	219,800	245,500	282,600	309,500	346,300	402,300	446,300
	40	221,200	246,600	284,000	311,100	347,900	404,100	447,600
	41	222,200	247,300	285,600	312,500	349,300	405,600	448,700
	42	223,600	248,300	287,200	314,000	350,800	407,200	449,600
	43	225,000	249,200	288,700	315,500	352,300	408,800	450,400
	44	226,400	250,200	290,300	316,900	353,900	410,400	451,300
	45	227,600	251,000	291,500	318,100	355,300	411,700	452,000
	46	229,000	252,100	292,900	319,500	356,800	413,300	452,700
	47	230,300	253,100	294,400	320,900	358,300	414,900	453,400
	48	231,600	254,100	295,900	322,300	359,600	416,400	454,200
	49	232,800	255,300	297,200	323,400	360,900	418,000	455,000
	50	233,900	256,400	298,500	324,800	362,300	419,600	455,500
	51	235,000	257,500	299,900	326,000	363,700	421,200	456,100
	52	236,100	258,800	301,300	327,400	365,000	422,700	456,700
	53	237,200	260,000	302,600	328,800	366,500	423,900	457,400
	54	238,300	261,600	304,000	330,200	367,700	425,400	458,200
	55	239,300	263,100	305,400	331,500	368,800	426,800	459,000
	56	240,300	264,600	306,700	332,900	370,000	428,300	459,800

	57	241,300	266,000	307,800	333,900	371,200	429,400	460,700
	58	242,300	267,600	309,100	335,300	372,200	430,200	
	59	243,100	269,100	310,400	336,500	373,200	431,000	
	60	244,100	270,700	311,700	337,900	374,100	431,800	
	61	245,100	272,100	312,700	339,100	374,800	432,300	
	62	246,100	273,600	314,000	340,300	375,600	433,000	
	63	247,000	275,000	315,300	341,600	376,300	433,700	
	64	248,000	276,500	316,500	342,900	377,100	434,500	
	65	248,900	278,100	317,800	343,900	377,800	435,000	
	66	250,000	279,500	319,100	345,000	378,500	435,600	
	67	251,100	281,000	320,400	346,200	379,300	436,100	
	68	252,100	282,500	321,600	347,400	380,100	436,600	
	69	252,900	283,500	322,500	348,400	380,800	437,000	
	70	254,100	285,000	323,700	349,500	381,500		
	71	255,300	286,500	324,800	350,400	382,200		
	72	256,500	287,900	325,800	351,500	382,900		
	73	257,800	289,100	327,100	352,300	383,400		
	74	259,100	290,500	328,200	353,400	384,000		
	75	260,300	291,900	329,400	354,400	384,500		
	76	261,600	293,200	330,500	355,500	385,100		
	77	262,600	294,600	331,500	356,300	385,500		
	78	263,800	295,900	332,700	357,100	386,100		
	79	265,000	297,200	333,900	357,900	386,600		
	80	266,300	298,400	335,100	358,700	387,200		
	81	267,400	299,200	336,100	359,200	387,400		
	82	268,500	300,400	337,200	359,800	387,900		
	83	269,500	301,600	338,200	360,400	388,400		
	84	270,600	302,800	339,300	361,000	388,900		
	85	271,300	303,700	340,100	361,700	389,200		
	86	272,400	304,900	341,100	362,300	389,400		
	87	273,400	306,100	342,100	362,800	389,700		
	88	274,500	307,200	343,100	363,400	390,100		
	89	275,500	308,500	344,100	363,700	390,300		
	90	276,500	309,700	344,800	364,200	390,700		
	91	277,500	310,900	345,600	364,700	391,000		
	92	278,400	312,000	346,400	365,300	391,600		
	93	279,300	313,100	347,100	365,600	392,100		
	94	280,300	313,900	347,800	366,100			
	95	281,300	314,600	348,500	366,600			
	96	282,300	315,400	349,200	367,100			
	97	283,000	316,000	349,600	367,500			
	98	283,800	316,600	350,100	368,000			
	99	284,600	317,300	350,500	368,500			
	100	285,500	318,000	351,000	368,900			
	101	286,100	318,400	351,400	369,400			
	102	286,900	319,000	351,900	369,900			
	103	287,600	319,600	352,400	370,400			
	104	288,400	320,200	352,900	370,900			
	105	289,100	320,500	353,300	371,400			
	106	289,600	320,900	353,800	371,900			
	107	290,100	321,400	354,200	372,400			
	108	290,600	321,900	354,600	372,900			
	109	291,000	322,300	354,900	373,400			
	110	291,400	322,700	355,400	373,800			
	111	291,700	323,000	355,900	374,300			
	112	292,100	323,400	356,400	374,800			
	113	292,300	323,700	356,900	375,400			
	114	292,700	324,100	357,300				
	115	293,100	324,500	357,800				
	116	293,500	324,800	358,200				

再任職員以外の職員

	117	293,700	325,000	358,500				
	118	294,100	325,400	359,000				
	119	294,500	325,800	359,400				
	120	294,900	326,100	359,900				
	121	295,200	326,300	360,300				
	122	295,600	326,700	360,800				
	123	295,900	327,000	361,300				
	124	296,200	327,300	361,800				
	125	296,400	327,500	362,200				
	126	296,800	327,900					
	127	297,000	328,300					
	128	297,400	328,700					
	129	297,600	328,900					
	130	298,000	329,200					
	131	298,300	329,600					
	132	298,600	329,800					
	133	298,800	330,000					
	134	299,200	330,400					
	135	299,600	330,700					
	136	300,000	331,100					
	137	300,200	331,300					
	138	300,600	331,700					
	139	301,000	332,100					
	140	301,300	332,500					
	141	301,500	332,700					
	142	301,800	333,100					
	143	302,100	333,500					
	144	302,400	333,900					
	145	302,600	334,200					
	146	303,000	334,600					
	147	303,300	335,000					
	148	303,600	335,300					
	149	303,800	335,600					
	150	304,100	336,000					
	151	304,300	336,400					
	152	304,600	336,800					
	153	304,900	337,100					
	154	305,200						
	155	305,500						
	156	305,800						
	157	306,100						
	158	306,400						
	159	306,600						
	160	306,900						
	161	307,300						
	162	307,600						
	163	307,900						
	164	308,200						
	165	308,600						
	166	308,900						
	167	309,200						
	168	309,500						
	169	309,900						
再任用職員		230,000	254,300	261,600	271,800	288,600	326,100	370,900

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する保健師、助産師、看護師、養護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

消防職俸給表

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,200	289,700	316,300	345,000	380,000
	2	164,900	180,600	207,400	247,000	291,800	318,500	347,200	382,200
	3	166,600	182,400	209,400	248,800	293,900	320,800	349,500	384,300
	4	168,300	184,200	211,400	250,600	296,200	323,000	351,700	386,500
	5	169,900	186,100	213,400	252,300	298,100	325,300	353,800	388,200
	6	171,800	188,400	215,400	254,100	300,100	327,400	356,000	390,200
	7	173,600	190,700	217,400	255,700	302,300	329,700	358,100	392,200
	8	175,500	193,000	219,300	257,400	304,600	331,900	360,300	394,000
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,600	334,000	362,100	395,600
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,800	336,200	364,300	397,500
	11	180,600	200,300	225,000	261,900	311,100	338,500	366,400	399,600
	12	182,300	202,800	226,800	263,400	313,300	340,700	368,600	401,700
	13	184,200	205,200	228,700	265,100	315,300	342,700	370,600	403,300
	14	186,300	207,000	230,600	266,500	317,500	344,900	372,800	405,400
	15	188,400	208,800	232,500	267,600	319,800	347,000	374,900	407,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,900	322,000	349,200	377,100	409,500
	17	192,700	212,500	236,000	269,900	324,100	351,300	378,800	411,400
	18	195,100	214,400	237,800	271,300	326,300	353,400	380,800	413,200
	19	197,500	216,300	239,600	272,700	328,500	355,400	382,900	415,000
	20	199,900	218,100	241,400	274,200	330,700	357,500	384,800	416,900
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,700	359,500	386,500	418,500
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,500	388,500	420,100
	23	206,000	223,400	245,600	278,100	336,800	363,600	390,600	421,700
	24	207,800	225,200	246,900	279,500	338,900	365,600	392,700	423,400
	25	209,700	226,900	248,300	280,700	340,900	367,500	394,300	424,800
	26	211,500	228,600	249,600	282,800	343,000	369,500	396,400	426,300
	27	213,300	230,300	251,000	284,900	345,000	371,600	398,400	427,900
	28	215,000	232,000	252,200	287,000	347,100	373,600	400,500	429,500
	29	216,900	233,500	253,400	289,000	349,200	375,500	402,200	430,600
	30	218,700	235,300	254,500	291,000	351,200	377,600	404,000	432,200
	31	220,500	237,100	255,800	292,900	353,300	379,600	405,800	433,900
	32	222,300	238,900	256,900	294,800	355,300	381,700	407,600	435,600
	33	224,000	240,200	257,700	296,600	357,000	383,400	409,500	436,800
	34	225,700	241,700	258,900	298,400	359,100	385,500	411,100	438,500
	35	227,400	243,000	260,000	300,200	361,000	387,600	412,700	440,200
	36	229,100	244,400	261,200	302,100	363,100	389,500	414,400	441,800
	37	230,600	245,800	262,200	304,000	364,800	391,200	415,800	443,300
	38	232,400	247,100	263,400	305,800	366,900	392,700	417,200	444,100
	39	234,200	248,400	264,400	307,700	368,900	394,200	418,700	444,800
	40	236,000	249,600	265,400	309,500	371,000	395,800	420,200	445,500
	41	237,300	250,800	266,600	311,400	372,900	397,200	421,500	445,900
	42	238,700	252,000	268,100	313,200	374,900	398,300	422,800	446,600
	43	240,000	253,200	269,600	315,100	377,000	399,500	424,100	447,300
	44	241,200	254,300	270,800	316,900	379,000	400,700	425,400	448,000
	45	242,600	255,200	271,900	318,700	380,700	401,800	426,500	448,800
	46	243,700	256,300	273,400	320,600	382,500	402,900	427,300	449,500
	47	244,800	257,400	275,100	322,400	384,100	404,100	428,100	450,100
	48	245,700	258,600	276,700	324,300	385,900	405,300	428,900	450,800
	49	246,600	259,600	278,300	325,900	387,600	406,500	429,400	451,300
	50	247,700	260,800	279,900	327,400	388,700	407,200	430,200	452,000
	51	248,900	261,800	281,600	329,100	389,900	408,000	430,900	452,600
	52	250,100	262,900	283,200	330,700	391,000	408,800	431,700	453,300
	53	251,000	264,000	284,800	332,400	392,100	409,400	432,100	453,800
	54	252,200	265,400	286,600	334,200	393,200	410,100	432,800	454,400
	55	253,200	266,900	288,300	335,900	394,400	410,700	433,500	454,900
	56	254,400	268,100	290,100	337,700	395,600	411,300	434,200	455,500

再任 用職 員以 外の 職員	57	255,500	269,100	291,700	338,900	396,800	411,800	434,800	455,900
	58	256,500	270,700	293,400	340,500	397,500	412,300	435,500	456,300
	59	257,300	272,300	295,200	342,200	398,300	412,900	436,100	456,800
	60	258,300	273,900	297,000	343,900	399,100	413,500	436,800	457,300
	61	259,400	275,400	298,400	345,400	399,700	413,900	437,200	457,800
	62	260,600	276,900	300,200	347,100	400,400	414,500	437,800	
	63	261,700	278,400	302,000	348,800	401,000	415,100	438,300	
	64	262,700	280,000	303,700	350,400	401,700	415,700	438,900	
	65	263,800	281,500	305,200	352,000	402,000	416,200	439,500	
	66	264,900	283,000	306,800	353,600	402,600	416,700	439,900	
	67	266,300	284,400	308,500	355,100	403,300	417,300	440,300	
	68	267,600	285,900	310,200	356,700	404,000	417,900	440,800	
	69	268,700	287,500	311,600	358,000	404,400	418,300	441,200	
	70	270,100	289,000	313,100	359,400	405,000	418,900	441,600	
	71	271,400	290,600	314,600	360,700	405,600	419,400	442,000	
	72	272,800	292,200	316,100	362,200	406,200	419,900	442,500	
	73	274,100	293,300	317,000	363,600	406,600	420,300	443,000	
	74	275,500	294,800	318,700	365,000	407,100	420,800	443,400	
	75	276,800	296,300	320,400	366,500	407,700	421,300	443,800	
	76	278,200	297,700	322,000	367,900	408,300	421,800	444,100	
	77	279,300	298,900	323,600	369,100	408,600	422,000	444,600	
	78	280,500	300,400	325,300	370,300	409,200	422,400		
	79	281,600	301,900	326,800	371,500	409,600	422,800		
	80	282,800	303,300	328,500	372,700	410,000	423,300		
	81	283,900	304,700	330,200	373,800	410,400	423,600		
	82	285,200	306,100	331,800	375,000	411,000	424,000		
	83	286,500	307,400	333,500	376,200	411,400	424,400		
	84	287,800	308,800	335,200	377,400	411,900	424,800		
	85	289,000	309,900	336,700	378,500	412,100	425,000		
	86	290,200	311,400	338,200	379,100	412,500			
	87	291,400	312,800	339,700	379,700	412,900			
	88	292,500	314,300	341,200	380,300	413,400			
	89	293,600	315,600	342,700	380,900	413,800			
	90	294,800	317,000	344,200	381,500	414,200			
	91	296,000	318,500	345,600	382,100	414,600			
	92	297,200	320,000	347,100	382,700	415,000			
	93	297,800	321,200	348,400	383,000	415,300			
	94	299,100	322,600	349,800	383,600				
	95	300,400	324,000	351,300	384,100				
	96	301,700	325,400	352,800	384,700				
	97	302,500	326,500	354,200	385,000				
	98	303,700	327,900	355,300	385,600				
	99	304,900	329,200	356,400	386,200				
	100	306,100	330,500	357,600	386,800				
	101	307,200	332,000	358,700	387,000				
	102	308,300	333,300	359,700	387,600				
	103	309,400	334,600	360,900	388,100				
	104	310,500	335,800	362,100	388,700				
	105	311,400	336,800	363,200	389,000				
	106	312,000	337,900	363,800	389,500				
	107	312,600	339,000	364,300	389,800				
	108	313,300	340,000	364,900	390,200				
	109	313,900	341,200	365,500	390,400				
	110	314,600	342,200	366,100	390,800				
	111	315,300	343,200	366,700	391,200				
	112	316,000	344,200	367,300	391,500				
	113	316,600	345,000	367,800	391,700				
	114	317,400	346,000	368,400	392,100				
	115	318,200	347,000	368,800	392,500				
	116	319,000	348,000	369,400	392,900				

	117	319,500	348,900	369,800	393,100				
	118	320,300	349,500	370,400	393,400				
	119	321,000	350,000	370,900	393,700				
	120	321,800	350,600	371,500	394,000				
	121	322,400	351,000	371,800	394,300				
	122	322,900	351,500	372,400	394,600				
	123	323,300	352,000	372,900	395,000				
	124	323,800	352,500	373,400	395,500				
	125	324,100	353,000	373,700	395,900				
	126		353,500	374,200					
	127		354,000	374,700					
	128		354,400	375,200					
	129		354,700	375,400					
	130		355,200	375,900					
	131		355,600	376,400					
	132		356,100	376,900					
	133		356,400	377,100					
	134		356,900	377,600					
	135		357,300	378,000					
	136		357,800	378,400					
	137		358,000	378,700					
	138		358,400	379,200					
	139		358,800	379,700					
	140		359,200	380,200					
	141		359,400	380,500					
	142		359,900						
	143		360,400						
	144		360,900						
	145		361,100						
再任用職員		236,100	247,800	252,000	287,400	304,500	318,900	342,600	377,900

備考 この表は、消防吏員（消防長を除く。）に適用する。

福祉職俸給表

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	153,300	203,500	249,800	271,500	316,900	361,000
	2	154,500	205,300	251,400	273,000	319,100	363,600
	3	155,700	207,100	252,800	274,700	321,400	366,100
	4	157,000	208,900	254,400	276,300	323,600	368,700
	5	158,000	210,600	255,900	278,000	325,800	370,900
	6	159,500	212,400	257,300	280,100	327,800	373,400
	7	160,900	214,200	258,600	282,300	330,000	375,800
	8	162,300	216,000	260,300	284,500	332,100	378,300
	9	163,600	217,900	261,500	286,500	334,300	380,500
	10	165,000	219,400	262,600	288,700	336,400	383,200
	11	166,400	220,900	263,900	290,900	338,600	385,700
	12	167,900	222,300	265,200	293,100	340,800	388,400
	13	169,400	223,900	266,700	295,100	342,600	390,800
	14	170,900	225,500	268,200	297,400	344,700	393,100
	15	172,400	227,100	269,900	299,500	346,700	395,300
	16	173,800	228,700	271,800	301,800	348,800	397,700
	17	175,400	230,100	273,400	303,800	350,700	399,700
	18	177,200	231,700	275,200	306,100	352,700	401,800
	19	178,900	233,200	277,000	308,300	354,700	403,700
	20	180,600	234,700	278,800	310,600	356,500	405,800
	21	182,200	235,900	280,400	312,700	358,400	407,700
	22	183,900	237,400	282,200	314,900	360,200	409,600
	23	185,600	238,700	283,900	317,000	362,200	411,600
	24	187,300	240,200	285,700	319,200	364,200	413,500
	25	188,900	241,700	287,500	321,200	366,100	415,400
	26	190,700	243,400	289,200	323,300	368,100	417,000
	27	192,500	244,900	291,000	325,400	370,000	418,500
	28	194,200	246,600	292,700	327,400	372,000	420,100
	29	196,000	247,900	294,400	329,400	373,800	421,700
	30	197,500	249,400	296,100	331,300	375,600	422,900
	31	199,000	250,800	297,700	333,400	377,400	424,200
	32	200,500	252,300	299,400	335,400	379,200	425,500
	33	202,000	253,500	301,000	337,200	380,800	426,600
	34	203,300	254,900	302,500	339,200	382,500	427,800
	35	204,600	256,100	304,100	341,100	384,000	429,100
	36	205,800	257,500	305,700	343,100	385,700	430,300
	37	207,200	258,700	307,200	344,800	387,300	431,600
	38	208,600	260,400	308,800	346,600	388,500	432,500
	39	210,000	262,100	310,400	348,500	389,600	433,300
	40	211,400	263,800	311,900	350,300	390,800	434,200
	41	212,400	265,200	313,400	352,000	391,900	434,600
	42	213,600	266,800	315,000	353,800	393,100	435,400
	43	214,700	268,400	316,500	355,500	394,200	436,100
	44	215,900	270,000	318,100	357,200	395,400	436,900
	45	216,800	271,600	319,400	359,000	396,300	437,600
	46	217,900	273,300	320,600	360,300	397,000	438,400
	47	218,900	274,900	321,700	361,800	397,700	439,000
	48	219,900	276,600	322,900	363,300	398,300	439,800
	49	220,700	278,000	323,800	364,500	399,000	440,300
	50	221,800	279,600	324,800	365,700	399,700	441,100
	51	222,900	281,100	325,700	366,800	400,300	441,800
	52	223,800	282,700	326,600	368,000	401,000	442,600
	53	224,500	284,300	327,500	368,800	401,600	443,000
	54	225,600	285,800	328,300	369,700	402,300	443,700
	55	226,400	287,300	329,100	370,600	403,000	444,400
	56	227,400	288,700	329,900	371,500	403,700	445,100

	57	228,200	290,200	330,500	372,300	404,200	445,500
	58	229,100	291,700	331,200	373,100	404,900	446,100
	59	229,900	293,100	331,800	373,800	405,500	446,700
	60	230,800	294,600	332,500	374,600	406,200	447,300
	61	231,900	295,800	333,000	375,500	406,600	447,800
	62	232,900	297,200	333,600	376,200	407,200	
	63	233,800	298,700	334,200	376,900	407,900	
	64	234,700	300,200	334,800	377,600	408,600	
	65	235,500	301,400	335,000	378,200	408,900	
	66	236,500	302,600	335,400	378,700	409,400	
	67	237,700	303,900	335,900	379,400	409,900	
	68	238,900	305,200	336,400	380,100	410,400	
	69	239,800	306,200	336,800	380,500	410,800	
	70	240,900	307,300	337,300	381,200	411,300	
	71	241,900	308,500	337,800	381,800	411,600	
	72	243,000	309,700	338,300	382,500	412,200	
	73	243,800	310,800	338,700	382,900	412,600	
	74	244,800	311,400	339,200	383,500	413,000	
	75	245,900	312,100	339,600	384,100	413,500	
	76	247,000	312,800	340,000	384,800	413,900	
	77	248,000	313,600	340,300	385,300	414,200	
	78	249,000	314,300	340,800	386,000		
	79	249,900	315,000	341,300	386,600		
	80	250,900	315,700	341,800	387,300		
	81	251,800	316,100	342,000	387,600		
	82	252,800	316,600	342,500	388,200		
	83	253,800	317,100	343,000	388,800		
	84	254,700	317,700	343,500	389,400		
	85	255,500	318,100	343,800	389,700		
	86	256,400	318,500	344,300	390,300		
	87	257,300	318,900	344,600	390,800		
	88	258,200	319,300	345,000	391,400		
	89	258,800	319,700	345,200	391,700		
	90	259,500	320,100	345,600	392,000		
	91	260,300	320,500	346,000	392,500		
	92	261,100	320,900	346,400	393,000		
	93	261,700	321,200	346,700	393,400		
	94	262,400	321,600				
	95	263,000	322,000				
	96	263,600	322,400				
	97	264,100	322,800				
	98	264,800	323,200				
	99	265,500	323,500				
	100	266,200	323,900				
	101	266,700	324,200				
	102	267,200	324,600				
	103	267,700	324,900				
	104	268,200	325,300				
	105	268,400	325,600				
	106	268,700	325,900				
	107	269,000	326,300				
	108	269,400	326,700				
	109	269,800	327,100				
	110	270,200	327,500				
	111	270,600	327,700				
	112	271,000	328,100				
	113	271,200	328,400				
	114	271,600	328,800				
	115	272,000	329,100				
	116	272,400	329,400				

再任
用職
員以
外の
職員

117	272,600	329,600				
118	273,000	330,000				
119	273,300	330,400				
120	273,600	330,600				
121	273,800	330,800				
122	274,200					
123	274,500					
124	274,900					
125	275,100					
126	275,500					
127	275,800					
128	276,100					
129	276,300					
130	276,700					
131	277,100					
132	277,500					
133	277,700					
134	278,000					
135	278,400					
136	278,700					
137	278,900					
138	279,200					
139	279,400					
140	279,700					
141	279,900					
142	280,200					
143	280,500					
144	280,800					
145	281,100					
146	281,400					
147	281,600					
148	281,900					
149	282,200					
150	282,500					
151	282,700					
152	283,000					
153	283,300					
再任用職員	196,900	239,900	254,200	288,000	314,800	356,600

備考 この表は、児童福祉施設、老人福祉施設、知的障害者援護施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

号俸	俸給月額 円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

別記第3

級	俸給月額 円
1	149,000
2	163,200
3	183,300
4	190,200
5	226,400
6	260,000
7	286,200
8	316,900

別記第4

号俸	俸給月額 円
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

別記第5

号俸	俸給月額 円
1	327,000
2	363,000
3	391,000